国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和８年度)

作成日　2026/10/23
最終更新日　2026/10/23

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2026年10月31日
国立大学法人名		国立大学法人　福岡教育大学
法人の長の氏名	更新あり	石丸　哲史
問い合わせ先		経営政策課　TEL:0940-35-1203　E-mail:somkacho@fukuoka-edu.ac.jp
URL		https://www.fukuoka-edu.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	○ガバナンス・コードの各原則は、適合していると認める。 【確認の方法】 令和８年度第３回経営協議会（令和８年９月２５日）において、各委員へ事前送付した各基本原則・原則・補充原則に係る適合状況一覧等に基づき、学長から説明を行った。 【意見】 なし
監事による確認	更新あり	○ガバナンス・コードの各原則は、適合していると認める。 【確認の方法】 各基本原則・原則・補充原則に係る適合状況一覧に基づき、担当課長から説明を行った。 【意見】 **１．補充原則1－3②③** 経営と教学運営においては、会議体を通じて共通理解と意思の疎通が図られているが、施策をより実効性のあるものにするため、幹部間の一層の協力体制の強化を期待する。 また、ダイバーシティ推進部会の活動や、令和８年度からの幹部体制における女性活躍の改善を踏まえ、今後は女性役員の登用など男女共同参画の更なる推進を期待する。 【大学の対応方針等】 公式には部局長会議の場が各部局間の連絡・調整の場とはなるが、必要に応じて学長・役員等や部局長との間でコミュニケーションをとっている。 女性役員の登用に関して現時点では実現しておらず、またすぐに実現を約束できるものではないが、令和８年度から女性の副学長・学長補佐の数も増えており、将来の実現に向けての取組みを進めていきたい。

監事による確認	更新あり	**２．原則2－4－1** 令和８年度より、副学長が８名から７名に、副理事が４名から３名に整理・統合され、それぞれのミッションに基づき意欲的に取り組んでいるが、この整理・統合による影響を注視しつつ、職務遂行状況を確認していきたい。 【大学の対応方針等】 令和８年度からの副学長・副理事・学長補佐については、教育研究活動を適切かつ効果的に進めるための配置を行った。業務の遂行状況を見つつ必要があれば何らかの対応が必要になるだろうが、現時点では順調に業務が遂されていると考えている。 **3　原則2－1－1** 新学長就任に伴い新たに組織された役員並びに幹部体制が有効に機能し、業務が遺漏なく遂行されている。新体制の下、第４期中期目標・中期計画の完遂に向けて順調に業務が遂行されることを期待する。 年度当初において学長から教育研究推進方針が示され、教育・研究の方向性が明確となり、学部教育・大学院教育並びに研究への取り組みが具体化されつつある。 今後については、学長の経営理念並びに方針が組織全体に浸透していくことにより、教職員の意識改革と意欲向上に繋がることを期待する。 【大学の対応方針等】 第４期中期目標・中期計画の終了年度である令和９年度に向けて目標・計画を成し遂げるべく取り組んでいる。 大学のミッション等に関して教職員全員が意識しそれぞれの業務に向き合うことができるよう、教職員の意識改革と意欲向上を図っていきたい。 **4　補充原則2－1－3③** 内部統制については、業務管理の徹底を図るとともに、職階毎に監事による内部統制研修を実施し、事務職員の意識の高揚に努めているが、さらなる充実を求めて組織全体としての危機管理体制の一層の強化を期待する。 【大学の対応方針等】 内部統制に関しては、監事にも協力いただき、事務職員全体に意識の向上を図っている。それらの取組みにより個々の事務職員一人一人が危機意識をより高めることによって危機管理体制の強化を図っていきたい。
その他の方法による確認		・令和８年度第７回役員会（令和８年１０月２３日開催）承認

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

☑ **当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、**
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。

☐ **当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。**

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則１－１ ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		本学のミッションは、教員養成分野において教育委員会等との連携強化により義務教育諸学校に関する教員養成機能における広域の拠点的役割を目指すことを基本的な目標としています。 第４期中期目標期間における本学の基本的な目標として、常に社会から求められる大学であるために、「地域社会を軸にした教育人材の養成と育成」、「大学の経営力強化」の２つの中長期的な視点を定め、その２つの視点から事業を展開します。 １　地域社会を軸にした教育人材の養成・育成 (1)教員養成機能の強化（教育） (2)教育課題の解決に資する研究（研究） (3)教師教育及び社会連携（社会貢献） ２　大学の経営力強化 (1)大学と一体となった附属学校園運営（附属学校園） (2)不断の自己改革（業務運営及び財務改善） 目標は、地元の教育委員会や各学校長などで構成する「教員養成の質向上に関する諮問会議」からの答申や、経営協議会学外委員、学内教職員からの意見など踏まえて策定しました。その実現のための道筋は中期目標・中期計画や年度計画で定め、本学ウェブサイトで公表しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　目的・理念・第４期中期目標期間における大学の基本的な目標 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/Idea/idea.html） ※福岡教育大学ウェブサイト　中期目標・中期計画・年度計画 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/plan/plan.html）
補充原則１－２④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		本学は、大学の将来構想に関係する重要事項を企画立案し、実施する推進室等の一つである評価室において、中期目標・中期計画の進捗及び達成状況について自己点検・評価を実施し、進捗状況と検証結果を業務の実績に関する報告書としてまとめ、本学ウェブサイトで公表しています。 また、教育、研究及び社会貢献等の活動の向上及び改善を図るため、学校教育法第109条第２項に基づく認証評価機関による評価基準を参考に、評価室において達成状況に関する自己点検・評価を実施し、自己評価書において総合的な状況の検証結果を示し、国立大学法人評価の結果とともに、本学ウェブサイトで公表しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　国立大学法人評価 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/plan/valation_uc.html） ※福岡教育大学ウェブサイト　認証評価 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/plan/valuation_ninsho.html） ※福岡教育大学ウェブサイト　自己点検・評価 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/plan/valuation_school.html）

補充原則１－３⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		教育研究評議会を原則月１回程度開催、経営協議会を年７回程度開催するほか、教育研究及び運営の円滑な実施に関し協議、調整を行う部局長会議を毎月複数回開催し、最新の情報を共有し、充分な審議機会を設けることで、円滑な業務運営を支えています。 また、大学の将来構想に関係する重要事項を企画立案し、実施する推進室等を設置し、それぞれの設置規程で権限と責任を明文化しており、戦略的な法人経営を可能とする体制を構築しています。
補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		本学は、教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等に関する総合的な人事方針として、福岡教育大学人事方針を策定しています。 また、中期目標・中期計画期間における人事に関する計画、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、これらを福岡教育大学ウェブサイトを通じて公表することにより経営の透明性を確保しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　福岡教育大学人事方針 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/basic_policy/personel.html） ※福岡教育大学ウェブサイト　福教大の取組 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/efforts/index.html）
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		本学は、自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを示すため、中期目標・中期計画期間における予算、収支計画及び資金計画を策定しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　中期目標・中期計画・年度計画　第４期中期目標・中期計画（令和4年～令和9年度） （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/plan/glb0i00000000wec-att/glb0i0000000a8lh.pdf）

補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		本学では、財務に関する情報を令和４年度までは財務レポートとして、令和５事業年度以降は令和６年度から発行している統合報告書・大学概要において、ステークホルダーに対して重要性の高い活動状況や財務情報（本学の財政状況や収入及び支出の推移等）を提供しています。 また、各ステークホルダーとの対話型の説明等において本学の財政状況について説明を行い、周知に努めています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　統合報告書・大学概要 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/press/overview.html） ※福岡教育大学ウェブサイト　財務に関する情報 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/legal/act_finance.html） 研究の成果については、本学ウェブサイトにより、①研究シーズ集（個人別・プロジェクト別）②教員総覧（研究活動）③教育総合研究所研究プロジェクト（研究成果）を公表しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　研究　研究シーズ集 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/research/seeds.html） ※福岡教育大学ウェブサイト　研究　教員総覧 （https://kenkyujoho.fukuoka-edu.ac.jp/utefhp/KgApp） ※福岡教育大学ウェブサイト　研究　研究プロジェクトの紹介 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/research/project/index.html）
補充原則１－４② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針	更新あり	本学は、業務運営や教育研究について幅広い視野を有する人材を、推進室等の構成員として、職位にとらわれず配置しています。また、理事を補佐する副理事を３名任命するとともに、附属学校副部長及び教育研究評議会の構成員の人選については、長期的視点に立った登用を行い、本学の将来を見据えて法人運営の一端を担わせています。 また、一般社団法人国立大学協会主催のセミナー等の啓発の機会への副学長の参加、事務職員については、研修計画に基づく他機関への研修機会の提供など、将来の経営人材の育成の取組を行っています。 この他、法人経営を担う人材の確保等の方針を定めて公表しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　理念・目標等 ポリシー 国立大学法人福岡教育大学における経営を担う人材の確保と育成方針 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/Idea/development_policy.html）

原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	学長は、学長の経営機能の更なる強化と教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営を実施するため、理事３名（大学業務及び教育行政に精通する外部での経験を有する理事を含む）、副学長１０名（うち３名の理事が兼務）、副理事３名を配置し、担当任務を細分化することで直接的に学長の経営機能を支援できる体制を構築しています。その他学内に設置される各センター等の長に理事、副学長、副理事を任命するとともに、学長の命を受けて全学的な立場から特定の業務について学長を補佐する学長補佐を配置しています。 また、法人経営に必要な人材の育成として、副理事、附属学校副部長及び教育研究評議会の構成員の人選について、長期的視点に立った登用を行い、法人経営の一端を担わせるとともに、一般社団法人国立大学協会主催のセミナー等、多様な啓発の機会に参加させ、次代の経営人材の育成を図っています。
補充原則２－２－１① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		運営方針会議を設置しないため、該当しません。
原則２－３－１ 役員会の議事録		月に1回定例で開催し、「役員会規程」に規定する以下の事項について審議を行っています。 (1)　大学運営に関する基本事項 (2)　中期目標についての意見(国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項 (3)　法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 (4)　予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (5)　大学、学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (6)　その他役員会が定める重要事項 また、役員会終了後速やかに議事概要を本学ウェブサイト及び教職員グループウェア上に掲載しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　国立大学法人福岡教育大学役員会規程 （https://kisoku.fukuoka-edu.ac.jp/act/110000004.html） ※福岡教育大学ウェブサイト　役員会 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/proceedings/officer/index.html）

原則２－４－２ 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		本学は、教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等について、代表的な取り組みとして、学生への支援として経験豊富な退職校長をキャリア支援センターや学生支援課及び教育支援課に登用するなどして、キャリア支援、ボランティア支援及び教育実習支援の体制を強化する取り組みを行っています。 経営を担う理事の登用については、大学業務及び教育行政に精通する本学以外の外部での経験を有する者（総務・財務担当、国際交流・社会連携担当）を２名配置しています。なお、任命にあたっては、大学業務や教育行政に精通していること、職務を遂行するために必要な知識、経験、能力等を有するかを学長が判断しており、本学ウェブサイトにおいて、担当業務、選定理由について公表しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　福教大の取組 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/efforts/index.html） ※福岡教育大学ウェブサイト　役職員 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/organization/glb0i00000009hmi.html）
補充原則３－１－１① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		学外委員の選任に当たっては、経営協議会規程及び「国立大学法人福岡教育大学経営協議会学外委員の選考方針」に基づき、教育・研究・経営・国際・自治体等といった多様な分野から選考した委員を通して、大学に期待する事項を把握し法人経営に活かしています。当該選考方針では、多様な関係者から幅広く意見を聴き、その知見を法人経営に活かすこととし、適任者として、大学の運営に精通した者、教育に深い知見を有する者、自治体において行政や教育の経験を有する者、企業経営に知見・経験を有する者や産業界関係者、法曹界等の法律関係に広い知見を有する者、加えて本学の基本理念等に関わる高度な専門的知見や豊富な経験等を有する者としています。 経営協議会の運営に当たっては、法定の審議事項とは別に討議事項を設け、大学の状況や課題について情報を共有し、多角的に意見を募るなどの運営上の工夫を行っており、当該取り組みについては、議事概要を本学ウェブサイトにて公表しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　国立大学法人福岡教育大学経営協議会規程 （https://kisoku.fukuoka-edu.ac.jp/act/110000005.html） ※福岡教育大学ウェブサイト　経営協議会学外委員選考方針 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/proceedings/management/index.html）

補充原則３－３－１① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		学長選考･監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成し、学長の選考・任期・解任・業績評価に関する事項について審議しています。なお、意向投票は、社会の意見を広く選考に反映させるという国立大学法人法等の改正の趣旨に鑑み、平成２７年４月に廃止し、その後の学長選考は、学長選考･監察会議が学長に求められる資質・能力等を明らかにして、公示、学長候補者の所信表明、面接、公聴、及び質疑応答の実施など適切な方法を通じて議論を尽くし、主体的かつ公正、透明に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しています。
補充原則３－３－１③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		学長選考・監察会議において、学長の任期に関する事項を審議事項と定め、一期６年再任なしと決定しています。一期を６年と定めるにおいては、学長が、学長選考会議の定める資質能力等に基づいた業務執行とともに学長自らが中期目標を策定し、その実現に向けた取り組みに邁進できることが適切と考え、次期中期目標の設定に２年、その実現のために４年の計６年のサイクルとすることが最適であると判断しました。また、上記の内容について教職員に広く公表するとともに、関係規程を本学ウェブサイトに公表しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　学長選考・監察会議 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/proceedings/gakuchousenkou/index.html）
原則３－３－２ 法人の長の解任を申し出るための手続き		学長選考・監察会議規程及び学長選考等規程において、学長の職務の遂行が適当ではなく引き続き職務を行わせるべきではないと認める場合等においては、任期の途中であっても学長の解任を文部科学大臣に申し出ることができるよう整備しており、その規程について本学ウェブサイトにて公表しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　国立大学法人福岡教育大学学長選考・監察会議規程 （https://kisoku.fukuoka-edu.ac.jp/act/110000638.html） ※福岡教育大学ウェブサイト　国立大学法人福岡教育大学学長選考等規程 （https://kisoku.fukuoka-edu.ac.jp/act/110000075.html）
補充原則３－３－３② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		学長選考・監察会議において任期の途中における学長の業績評価を実施し、その結果を本人に提示し、監事とも連携し今後の法人経営に向けた助言等を行い、その評価結果の概要を本学ウェブサイトに公表しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　学長選考・監察会議 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/proceedings/gakuchousenkou/index.html）

原則３－３－４ 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		学長選考・監察会議委員は、国立大学法人福岡教育大学学長選考・監察会議規程に基づき選任しています。役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものから選ばれた、法人経営に関する重要事項を審議する経営協議会の学外委員、及び教育研究に関する重要事項を審議する教育研究評議会において評議員の中から投票により選出された者を構成員としています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　国立大学法人福岡教育大学学長選考・監察会議規程 （https://kisoku.fukuoka-edu.ac.jp/act/110000638.html） ※福岡教育大学ウェブサイト　学長選考・監察会議　委員名簿 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/proceedings/gakuchousenkou/glb0i00000000kfq-att/rkuo7c0000000qkk.pdf）
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		現在、本学においては大学総括理事を置いていません。選考した学長の業務執行についての確認を行う中で、必要に応じて大学総括理事の設置を含め、経営力を発揮できる体制の検討を行っていきます。

基本原則４及び原則４－２ 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		本学ウェブサイトを中心に、大学経営、教育・研究・社会貢献等について、積極的に発信しています。 内部統制については、総務担当理事を内部統制を総括する役員として位置づけるとともに、内部統制に係る重要事項を部局長会議に諮ることとしています。内部統制推進部門については、分野ごとに各担当部署で分掌しています。法人経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示すべく、内部統制システムを運用し、継続的に見直しをはかるとともに、その体制を本学ウェブサイトに公表しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　大学案内　理念・目標等・基本方針・福教大の取組 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/） ※福岡教育大学ウェブサイト　法定公開情報　業務方法書 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/legal/act_work.html） ※福岡教育大学ウェブサイト　福岡教育大学研究倫理規程 （https://kisoku.fukuoka-edu.ac.jp/act/110000166.html） ※福岡教育大学ウェブサイト　国立大学法人福岡教育大学情報セキュリティ監査規程 （https://kisoku.fukuoka-edu.ac.jp/act/110000139.html） ※福岡教育大学ウェブサイト　国立大学法人福岡教育大学法人文書管理規程 （https://kisoku.fukuoka-edu.ac.jp/act/110000010.html） ※福岡教育大学ウェブサイト 国立大学法人福岡教育大学職員のハラスメントの防止に関する規程 （https://kisoku.fukuoka-edu.ac.jp/act/110000046.html） ※福岡教育大学ウェブサイト 国立大学法人福岡教育大学人権教育推進委員会規程 （https://kisoku.fukuoka-edu.ac.jp/act/110000401.html） ※福岡教育大学ウェブサイト 国立大学法人福岡教育大学個人情報管理規程 （https://kisoku.fukuoka-edu.ac.jp/act/110000622.html）
原則４－１ 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		法令に基づく情報公開については、本学ウェブサイトに適切に公開しています。 法人経営、教育・研究・社会貢献活動等に関する様々な情報は、福岡教育大学ウェブサイトを中心に、「統合報告書・大学概要」、「広報誌JOYAMA通信（年2回発行）」、「大学案内パンフレット」、「ＳＮＳ(X)」等の情報発信ツールを活用し、積極的に発信しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　大学案内　法定公開情報 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/legal/index.html） ※福岡教育大学ウェブサイト　大学案内　広報（統合報告書・大学概要、広報誌JOYAMA通信、大学案内パンフレット） （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/press/index.html） ※福岡教育大学 X（旧twitter） （https://x.com/UTEF_official）

補充原則４－１① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		本学が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすために、本学ウェブサイトにて本学の様々な情報については、「広報の推進に関する基本方針」のもと、各種法令に基づく情報公開はもとより、組織、業務、財務、評価・監査、大学の設置等に関する情報、教育、研究に関する活動及び成果、地域貢献に関する活動について積極的に発信しています。 本学ウェブサイトにおいては、「受験生の方へ」「在学生・保護者の方へ」「卒業生の方へ」「一般の方へ」「教育関係者・企業の方へ」と各ステークホルダー毎にわかりやすく情報発信を行っています。 ※福岡教育大学ウェブサイト （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/）
補充原則４－１② 学生が享受できた教育成果を示す情報		「学生が大学で身に付けることができる能力」として、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を策定しており、学生へ配布する冊子（履修の手引）や本学ウェブサイトに掲載しています。 本学の学生、卒業生及び卒業生の勤務先の長の意見を収集することで、本学での学修成果を測るとともに教育課程、施設設備、学生支援、学生受入の状況を把握し、諸課題の改善及び教育の質の向上を図ることを目的として、アンケートを実施し、教育改善等につなげています。（「学生の満足度」を含む。） 「学生の進路状況」については、本学ウェブサイト及び本学広報誌（大学案内、統合報告書・大学概要）に毎年度掲載しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　　ディプロマ・ポリシー （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/Idea/purpose.html） ※福岡教育大学ウェブサイト　　大学案内　学生アンケート （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/plan/student_survey.html） ※福岡教育大学ウェブサイト　　学生生活・キャリア　進路状況 （https://www.fukuoka-edu.ac.jp/campuslife/career_data/index.html）
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 ※福岡教育大学ウェブサイト　法定公開情報 https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/legal/index.html